

富士見町審議会等の設置及び運営に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、審議会等の設置(「附属機関の設置」又は「懇談会等の開催」をいう。以下同じ。)及び運営に関する基本方針を定めることにより、広く住民等の意見や提言を町政に反映させるとともに、公正の確保と透明性の向上をもって町政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、審議会等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関
- (2) 有識者等から意見を聴取し、町政に反映させることを主な目的として、要綱等により設置された協議会及び懇談会等

(審議会等の設置)

第3条 審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 審議会等は、行政の簡素化、効率化に照らし、真に必要なものに限り設置するものとし、新設する場合は、類似又は既存の審議会等の有効活用を図り安易に設置しないものとする。
- (2) 審議会等の設置目的が臨時的なものについては、設置期間を明示する。

(審議会等の委員の選任)

第4条 審議会等の委員の選任に当たっては、当該審議会等の設置目的に応じて、次に掲げる事項に留意するものとする。ただし、法令等に別段の定めがある場合や、その会議体の目的に応じて審議会等の適正な運営に必要な場合など、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 審議会等の機能が十分発揮されるよう、広く各界各年齢層の中から適切な人材を選任することに努める。
- (2) 審議会等の所掌事務に応じ、委員の公募(年齢、性別等の一定の要件を定め、当該要件に基づいて無作為抽出を行った住民に対して通知を送付する方法による抽出公募を含む。)制度の積極的な導入を図るとともに、次に掲げる事項に留意するものとする。ただし、公募委員が公募による定員に満たないときは、他の方法により選任することができるものとする。

ア 公募する場合は、若者(概ね30歳代まで。)の選任に努めること。

イ 公募により委員を選任する場合は、審議会等の全体に占める委員の性別や年齢構

成等を考慮すること。

- (3) 女性の積極的な委員登用を行い、一つの審議会等の女性委員の割合が概ね4割以上となるよう努めるものとする。
- (4) 委員には町議会議員を選任しないものとする。
- (5) 委員には町職員を選任しないものとする。
- (6) 委員を再任する場合は、その在任期間が引き続き3期を超えないものとする。
- (7) 同一人が多数の審議会等の委員を兼ねないよう、兼職数は3以内となるよう努めるものとする。
- (8) 委員の数は、実効性のある審議及び円滑な運営を図るため20人以内とする。

(審議会等の公開)

第5条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、審議会等の長は、次のいずれかに該当する場合、非公開とする事由を明示の上、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 会議において、富士見町情報公開条例(平成11年富士見町条例第1号)第6条各号に規定する情報等に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるなど会議の目的が達成されないと認められる場合
- (3) その他審議会等の長が当該会議に諮って非公開を決定した場合

(審議会等の会議の運営)

第6条 審議会等の会議の効率的な運営を図るため、審議会等の所管課等は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 資料の説明に時間を費やさないため、事前に資料を配布するよう努めること。
- (2) 会議において活発な議論がなされるよう、日ごろから委員へ積極的な情報提供に努めること。
- (3) 委員は、必要に応じてインターネットを通じて映像及び音声の送受信を行う会議システム（以下「Web会議システム」という。）を利用して審議会等に出席することができる。なおWeb会議システムの出席に係る委員の自宅の光熱水費、環境整備に要する費用及び通信費等は委員の負担とする。
- (4) 委員からの意見・提言については、対応結果を審議会等に報告すること。
- (5) 改選時には新旧委員の引継ぎを実施すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。